

「宇和島屋 ビーバートン店 高知フェア」募集要項

1 高知フェア等の概要

(1) 目的

米国オレゴン州の日系量販店「宇和島屋 ビーバートン店」において、高知フェアを開催し、高知県産食材の輸出促進を図る。

(2) 実施期間

商談会：令和8年8月17日（月）～8月18日（火）

フェア：令和9年1月13日（水）～26日（火）（予定）

※本フェアへの申込にあたり、現地渡航は必須ではありません。

(3) 実施店舗

宇和島屋 ビーバートン店（オレゴン州）

URL：<https://maps.app.goo.gl/JWKBezJeSYtBzJqd6>

(4) 販売方法

特設催事コーナーにて陳列販売

2 出品商品の概要

(1) 希望品目

- ・米国で販売可能な日本産農水産物・食品もしくは日本産原料を使用した食品
- ・賞味期限が原則 **180日以上**（常温・冷蔵・冷凍いずれも可）

(2) 商流

輸入者（米国）：CENTRAL BOEKI CALIF., LTD.

輸出者（日本）：KC セントラル貿易(株)

(3) 申込方法

別紙の①参加申込書、②商品情報シート、③見積書に必要事項を記入の上、**7月31日（金）17:00**までにメールで以下の宛先にご提出ください。

【その他留意事項】

- ・見積は関東着値でお願いします。
- ・新規口座開設のメーカー様は間に他の問屋を入れる場合がございます。
- ・御見積には必ず商品画像を別添ください。

【送付先】

高知県 地産地消・外商課 輸出振興室／高知県貿易協会（西森・中西）

メールアドレス：export-120901@ken.pref.kochi.lg.jp

(4) 商品選考

商品情報シート等からバイヤーが商談商品を選定し、商談会を経て採用を決定します（買取）。

3 確認事項（応募の前に必ず御確認ください。）

- (1) 食品の米国輸入に際しては、アメリカ食品医薬品局（FDA※1）に製造施設情報を事前登録する必要があります。登録は輸出会社で代行する事も可能です。（無料）
FDAに製造施設情報を登録の際、事前にDUNS番号（※2）をご確認いただく必要があります。
- (2) 商品によっては、国際基準の認証（HACCP、ISO22000、FSSC22000等）取得が求められる可能性があります。
- (3) 使用原料等によっては米国への輸入が制限されているものがあります。※3
- (4) 日本国内倉庫渡しが条件となります。
- (5) アメリカ規格英文原材料・成分表シールを各単品へ、ケースマークを各ケースへ貼付した状態で納品する必要があります。
シール・ケースマークは輸出会社にて作成し、各社の指定場所まで送付いたします。
- (6) 出荷いただいた商品に記載されている賞味期限を下記輸出商社まで連絡をお願いいたします。
連絡先：KC セントラル貿易株式会社 担当：山家（ヤンベ）様

Email：yyambe@boekj.co.jp

- ※1 アメリカ食品医薬品局（FDA）とは、日本における厚生労働省に似た役割を持つ公的機関です。
- ※2 D-U-N-S® Number は、世界6億件超の企業を一意に識別できる9桁の企業識別コードです。日本国内では東京商工リサーチ（TSR）が管理・発行をしています。
- ※3 輸出が不可能な商品例
 - 畜肉類（畜肉エキス含む、動物性原料によるゼラチンは条件次第で可）
 - 頭と内臓が除去されていない魚加工品（しらす干し程度の小魚は要確認）
 - 海老（国内養殖のものであれば可）
 - まぐろ加工品（原料となるまぐろの漁獲をトレース出来るものは可）
 - 生乳製品（米国輸入許可基準を満たした原料を使用した商品は可、粉乳を使用した商品・焼き菓子は可）
 - 野菜、果物の一部（USDAにより輸入規制を解除された果物や野菜は除く、加工品は可）
 - 甘味料：ステビア
 - 紅麴、クチナシなど着色料の一部を含む商品
 - 中国産の原材料を使用している梅加工品
 - 生姜・大根・蕪の漬物（FDAの輸入許可を受けたメーカーのみ可）
 - ピーナッツ（時期により船積み不可）

4 スケジュール（予定）

7月31日（金）	参加申込書・商品情報シート・見積書提出（参加希望事業者→高知県貿易協会）
8月17日（月） 18日（火）	商談会（新来島高知重工ホール（高知県立県民文化ホール））
10月中旬頃	発注連絡（KC セントラル貿易株式会社→参加希望事業者）
11月中旬頃	国内納品
1月13日（水）～ 26日（火）	高知フェア 開催（予定）

5 留意事項

本商談会後の取引等に関するトラブルや損害や以下及びその他規制等により生じた損害や不利益等について、高知県及び高知県貿易協会はその責任を負わないものとします。

米国向け輸出規制の一部を記載いたしますが、その他にも規制はありますのでご留意ください。

(1) 米国バイオテロ法

米国バイオテロ法により、米国へ食品を輸出するためには「食品関連施設の登録」「米国代理人の登録」「輸入事前通告」等を FDA（アメリカ食品医薬品局）に対して行う必要があります。未登録の外国施設から持ち込まれた食品は通関が認められず、展示会用にサンプルを輸出する場合であっても施設の登録が必要となります。登録は輸出会社で代行することも可能です。

【参考】 バイオテロ法に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/bioterrorism.html

(2) 米国食品安全強化法

米国では 2011 年に食品安全強化法（ Food Safety Modernization Act 、 FSMA ）が成立し、食品医薬品局（FDA）の権限が多岐にわたって強化されました。米国の法律ですが、米国内で流通する日本からの輸出食品も適用対象となります。

企業規模に応じ一定の猶予期間や例外適用はあるものの、原則として 2016 年 9 月 19 日から適用が開始されており、2017 年 9 月からは、従業員数が 500 名未満の企業も義務化されています。各社対応が必要となりますので、今一度確認をお願いします。

【参考】 食品安全強化法（FSMA）に関する情報

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/fsma/

(3) 水産物・水産加工品の輸入規制

水産加工品を米国に輸出する場合には、米国食品医薬品局（FDA）が定めた規則に従った HACCP 手法を用いて製造された製品である必要があり、輸入通関の際にそのことを証明する書類の提示が求められます（例：HACCP 認証等）。

【参考】 水産物、水産加工品の現地輸入規則および留意点

https://www.jetro.go.jp/world/n_america/us/foods/exportguide/marineproducts.html

(4) 米国への輸入禁止原材料

原材料によっては米国への輸入が制限されているものがあります。

応募商品が輸出規制品目に該当する場合、又はバイヤー側で商談不可・不要と判断した場合には、商品の変更や参加の見合わせをお願いする場合があります。

(5) その他

- ア 募集締切後であっても、震災等による現地側規制の変更・強化があった場合には、参加できなくなる場合がありますことを予めご承知願います。
- イ 天災、政情不安その他、事業実施者の責めに帰さない事由が発生した場合、高知県及び高知県貿易協会は事業の全部又は一部について内容の変更及び中止ができるものとします。
- ウ 本事業は、委託事業者との契約成立を前提として実施するものであり、契約の可否により事業内容の変更又は中止となる場合があります。

6 企業情報

企業名	KC セントラル貿易株式会社
企業ホームページ	https://boeki.co.jp/
本社所在地	〒101-0032 東京都千代田区岩本町 1-8-15 イトーピア岩本町一丁目ビル 6F
業種	貿易商社
会社概要	食料品・飲料、酒類、日用品雑貨等の輸出入業、卸売業、販売業 ※カメイ株式会社グループの関連会社
主要輸出先	米国、シンガポール、インドネシア、オーストラリア、フランス、オランダ、イギリス、マレーシア、イタリア、タイ、フィリピン、カナダ、ベトナム、スペイン、スイス、エストニア、ノルウェー
取扱主要品目	魚介類/魚介類加工品、穀物/穀物加工品、米/米加工品、野菜・果実/加工品、糖類/糖類加工品/はちみつ、コーヒー/ココア/香辛料類、茶葉、調味料、その他加工品

企業名	Uwajimaya, Inc. (宇和島屋)
企業ホームページ	https://www.uwajimaya.com/visit/
所在地	10500 SW Beaverton-Hillsdale HWY Beaverton, OR 97005
業種	小売業 (日系・アジア系スーパーマーケットチェーン)
会社概要	1928年創業。愛媛県出身者が創業した老舗の日系スーパーマーケットチェーン。現在はシアトルを本拠地とし、ワシントン州およびオレゴン州で店舗を展開。日本食品を中心に幅広いアジア食品を取り扱い、現地アメリカ人を含む多様な顧客層から支持を得ている。
取扱主要品目	日本食品、アジア食品全般、鮮魚、水産加工品、精肉、青果物、冷凍食品、調味料、菓子類、酒類、惣菜、キッチン用品、ギフト用品等